

第2回 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会 【会議概要】

日時：平成26年7月28日（月）午後1時から午後3時
場所：県庁防災新館406会議室
委員：石合委員、久保委員、佐久間委員、佐々木委員、
竹内委員、長澤委員、仁科委員、早川委員長、宮崎
委員、望月委員、柳田委員、山西委員

1 開会

2 委員長（部会長）あいさつ

3 議事

（1）前回の委員会における確認事項等について

前回の委員の発言について、「条例改正の考え方」と「条例の内容」に分けて、事務局より説明した。また、参考として、骨格提言のポイントについて事務局より説明した。

《意見交換等》

石合委員

- ・骨格提言を尊重し、活用したい。

（2）条例に規定すべき障害者福祉施策について

資料により、現行の山梨県障害者幸住条例（以下「幸住条例」という。）に規定されている施策と、他道府県の条例で規定されている施策の比較し、また、条文内容の違い等について、事務局より説明した。

《意見交換等》

柳田委員

- ・県内の障害者が困っていることを調査し、それを是正する方向で検討を進めていくことで、新しい条例で規定すべき障害者福祉施策が見えてくると考える。
- ・資料のなかに、「健常者との交流」という言葉があるが、身体に障害がある乙武さんという著名人は自分が障害者であると思っていないと言う。そういう意味で言えば乙武さんは健常者である。「健常者と障害者」という言い方でなく、「障害のある人、障害のない人」という言葉にすべきと考える。
- ・岡村委員からの意見書にあったが、障害者の「害」の字は、「がい」であったり、「碍」であったりするが、特にこだわる必要もないのではないかと。

山西委員

- ・山梨県障害者自立支援協議会という組織で、県域ごとに障害のある人に対するアンケートを実施した。その結果を報告書にまとめてあるが、障害のある人がどういうことに困っているか、よくまとまっている。参考にしてほしい。

久保委員

- ・教育分野では、障害のある人もない人も共にという言葉が基本的に使われている。また、権利条約などにおいては、障害のある子どもに最も適した教育内容及び教育の場を提供することを規定している。
- ・幸住条例で規定する「福祉教育」は、県教育委員会の社会教育課が所管していて本県の小中学校で取り組んでいる。福祉教育を推進する規定は山梨県独自の施策になるのではないか。
- ・障害のある人とない人の交流や共同学習などを小中学校のみでなく、幼稚園や支援学校、地域まで拡大することは効果的であると考え。北海道の条文では、学校教育だけでなく社会教育や生涯学習の場において障害等への理解を促進する旨を規定している。学校にとらわれず規定することで、骨格提言にあった谷間や空白を作らない福祉サービスにつながるので、概念を広げて規定することが必要と考える。

石合委員

- ・前文で条例の趣旨を記述することは重要と考える。横内知事は暮らしやすさ日本一を理念に掲げており、障害のある人も暮らしやすい地域づくりを前文で記述してもらいたい。
- ・障害当事者の立場に立って考え、障害のある人にとって救済条例になるものをつくってもらいたい。

山西委員

- ・沖縄県で規定している「障害者福祉サービスの充実」という施策について、骨格提言の支給決定の在り方にも記載している、障害者本人等の意向や望む暮らしを最大限尊重すること、必要十分なサービス支給量が保障されていることなどを重視しながら、本県の幸住条例においても規定すべきであると考え。

仁科委員

- ・他県の条例と比較する形の資料はとても参考になる。ただし、幸住条例は県内の障害のある人の現状に併せて改正することが大事である。聴覚障害者にとって手話通訳は様々な場面で必要となるが、現状は時間が決められていたり、曜日が決まられていて使い勝手がよいとは言えない。聴覚障害者が必要なときに自由に手話通訳を利用できるように、条文にも具体的に記載してほしい。

竹内委員

- ・作業手順などを事務局からしっかり説明しないと、単に意見を言うだけになってしまう。

(3) 障害者に対する差別解消の規定について

資料 - 1 アンケート結果をまとめた資料により、障害のある人に対する差別や不合理な扱い等についての現状について事務局より説明した。

また、資料 - 2 及び - 3 により、他道府県における差別解消の規定の状況や条文内容について事務局より説明した。

《意見交換等》

長澤委員

- ・差別解消について、分野ごとに規定することに賛成する。また、岡村先生の意見書にあったが、障害者という書き方ではなく「障害のある人」という書き方に統一してほしい。

佐々木委員

- ・資料 - 3にある医療分野の条文について、追って具体的な内容等を確認したいと思うが、障害を理由とした受診拒否などは一般的にはあってはならない事例である。また、入院や隔離ということについては、例えば感染症の発症などという事態など、やむを得ない場合もある。医師が障害のある人にわかりやすく説明し、理解してもらう努力が必要である。

佐久間委員

- ・交通機関等における差別解消に関する事で、県内でも大きな駐車場では障害者専用の駐車場があるが、小さい駐車場だと無い場合が多い。例えば、他県の駐車場では入り口で障害者手帳を見せることで、係員が障害者専用の駐車場に案内するサービスや、駐車料金が2割引となるサービスもある。長野県の障害者のアンケートのなかにも、障害者専用駐車場に堂々と健常者が駐車して困るという回答もある。新しい条例においてはできるだけ、具体的に規定するようにしてほしい。

柳田委員

- ・差別解消については、憲法や障害者基本法、さらには差別解消法などで規定しているが、山梨県の10年前のアンケート調査等から分かるように、現状は障害者への差別等は解消できていない。例えば、障害福祉の分野の条例等だけでなく、医療や教育、雇用といった分野の条例等のなかにも障害者への差別解消といった条文を設けることはできないか、検討が必要と考える。

久保委員

- ・教育分野における障害者への差別解消の規定を設けることは仕方ないと思う。ただ、その主体を「県及び事業者」とするのか、「何人も」とするのか、その整理は難しいと考える。
- ・教育分野における合理的配慮の考え方に近い文章で条例を規定しているのは、長崎県の条文であると感じた。
- ・学校教育では、障害のある人及びその保護者に必要な情報提供を行うこと、また必要な支援等について合意形成を図ることを進める考え方である。対して、その他の県の条文は、適切な指導を行わないことや本人の意見を尊重しないことに対して禁止するといった、相反するような書き方である。学校教育法の考え方などに沿った規定を検討したほうがよいのではないかと。

柳田委員

- ・教育分野は学校教育だけでなく、生涯学習など幅広く捉えるべきと考える。例えば、発達障害者支援法第8条は、発達障害児に対する教育について規定しているが、小学校や中学校、支援学校だけでなく、大学や専門学校などに対して

も、障害の程度に応じ、適切な教育上の配慮を行う旨規定している。

竹内委員

- ・ 現行の法制度に条例を合わせる考えでは、仏つくって魂入れずで、条例の意味がない。差別解消に係る部分も横出しや上乘せにより差別解消法を補完するような条例を考えるべき。また、現行の幸住条例は努力規定がほとんどであるが、現状に適した差別解消規定を条例に組み込み、中長期的に実効性の確保された条例にすることが大事と考える。

石合委員

- ・ 新しい条例では、罰則規定について組み込むべきと考える。

(4) その他

事務局

- ・ 改正する幸住条例の障害者福祉施策の部分について、総花的・網羅的にすべての施策を規定するのではなく、県内の障害者が本当に困っている事項に絞った施策を組み入れたいと考える。
- ・ 差別解消に関する規定は救済措置等についても検討する必要がある、現段階では、別立て(第3章として)として組み入れ、第1章は総則、第2章は障害者福祉施策、第3章は障害者への差別解消という条例の構成にしたいと考える。次回は障害者福祉施策と差別解消規定について事務局案を示す。
- ・ 今後のスケジュールについて説明した。

4 その他

(1) 次回部会の開催日程について説明

日時：平成26年8月26日(火)

場所：県庁防災新館会議室

(2) インクルーシブ教育に関する資料の提供

インクルーシブ教育に関する資料を後日委員に配布する。

以上